

免許希望日より1ヶ月ほど前に申請

様式1

県収入証紙
(¥14,600)

麻薬 卸売業 者免許申請書 (記入例)

麻 薬 業 務 所	所 在 地	〒432-8550 浜松市〇区鴨江二丁目 11 番 2 号		
	名 称	鴨江薬品		
麻薬施用者又は麻薬研究者 にあっては、従として診療 又は研究に従事する麻薬診 療施設又は麻薬研究施設	所 在 地	〒 記入しない		
	名 称	卸売 (一般) 販売業の許可番号、許可年月日を記入 許可年月日は有効期間の開始日(免許証の下から 2 行目)		
許 可 又 は 免 許 の 番 号	医・歯・獣・薬・ <u>販売業</u> ・薬局 第2-000号	許可又は免 許の年月日	令和1年1月1日	
その 申請者(法人にあっては、 業務を行う役員を 含む)の欠格条項	法第51条第1項の規 (1) 定により免許を取り消 されたこと。	なし(全員なし)		
	(2) 罰金以上の刑に処せら れたこと。	なし(全員なし) 法人の場合は「全員なし」と記入		
	(3) 医事又は薬事に関する 法令又はこれに基づく 処分に違反したこと。	なし(全員なし)		
備 考	新 規 継 続 (旧免許証の 年月日 年 月 日 番 号)			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒430-0946 浜松市〇区元城町 103 番地の 2 氏 名(法人にあっては、名称) かぶしきがいしゃかもえやくひん 株式会社鴨江薬品 だいひょうとりしまりやく かもえたろう 代表取締役 鴨江太郎 申請日 記入しない 法人の所在地				
静岡県知事 殿				

※ 添付書類

- 麻薬の保管庫の位置を示す薬局の平面図及び保管庫の立体図(別紙参照)
- 法人申請の場合は業務を行う役員の範囲を示した組織図(別紙参照)
- 医師の診断書(申請書裏面の内容のもの。法人の場合は業務を行う役員の人数分必要)
- 申請手数料 14,600 円

申請書提出部数: 2 部 (1 部はコピーで可)

診 断 書

住 所

氏 名

明
大
昭

年 月 日 生

代表取締役及び業務を行う役員全員の診断
書が必要です。

上記の者について、次のとおり診断する。

- 1 精神の機能の障害がない。
- 1 麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない。

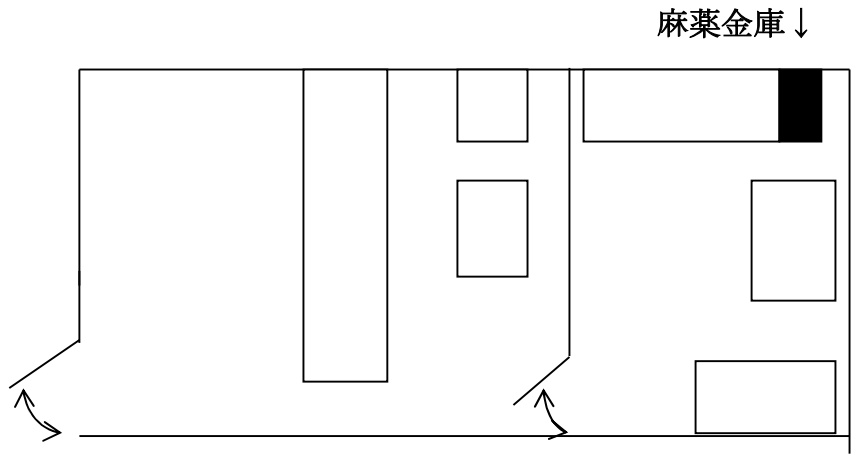
年 月 日

病院又は診療所の所在地

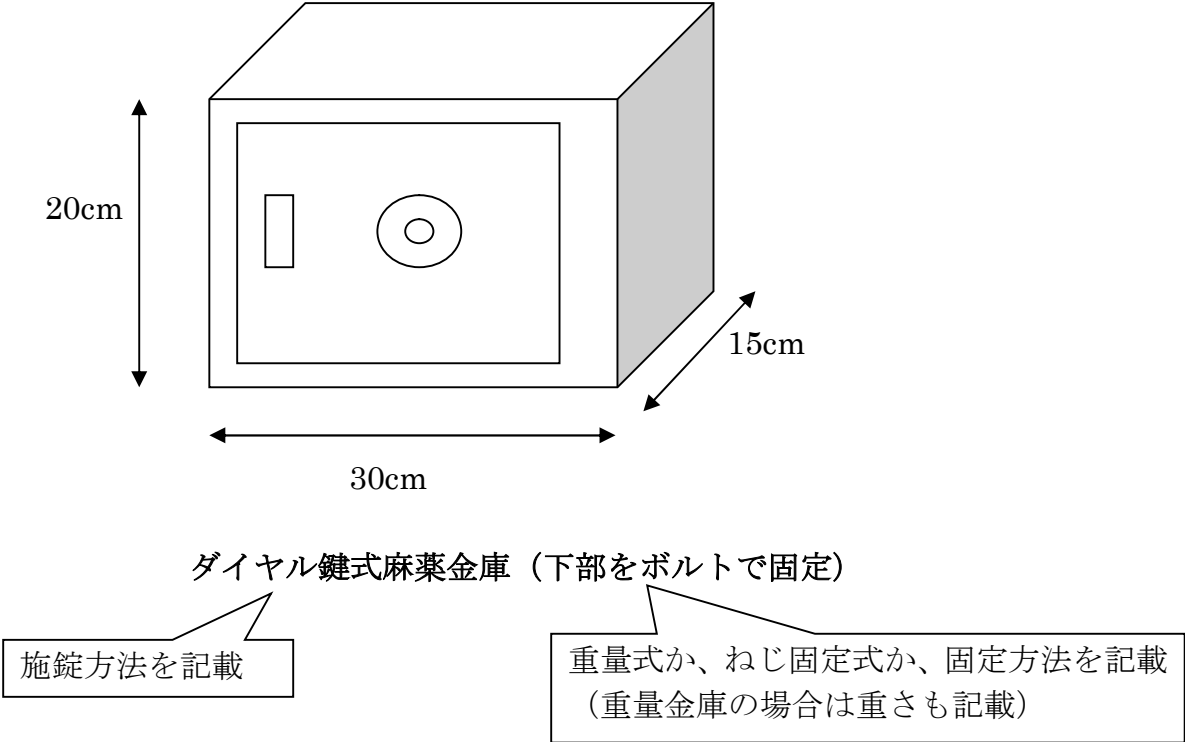
病院又は診療所の名 称

医 師 氏 名

< 麻薬の保管庫の位置を示す平面図（記載例） >



< 保管設備の立体図（記載例） >



※ 登記事項証明書、組織規定図等の業務を行う役員の範囲を示す書類について

(参照通知 H31.4.25 付け部長通知 衛薬第 299 号

H18.6.2 付け部長通知 衛薬第 289 号

H12.3.31 付け部長通知 衛薬指第 908 号

S57.9.24 付け厚生省薬務局麻薬課長通知 薬麻第 589 号)

1 業務を行う役員とは

麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 3 項第 6 号の「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」とは、

① 合名会社…定款に別段の定めがないときは社員全員

② 合資会社…定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員

③ 合同会社…定款に別段の定めがないときは社員全員

④ 株式会社（特例有限会社を含む。）…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役。

⑤ 外国会社…会社法第 817 条にいう代表者

⑥ 民法法人、協同組合等…理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

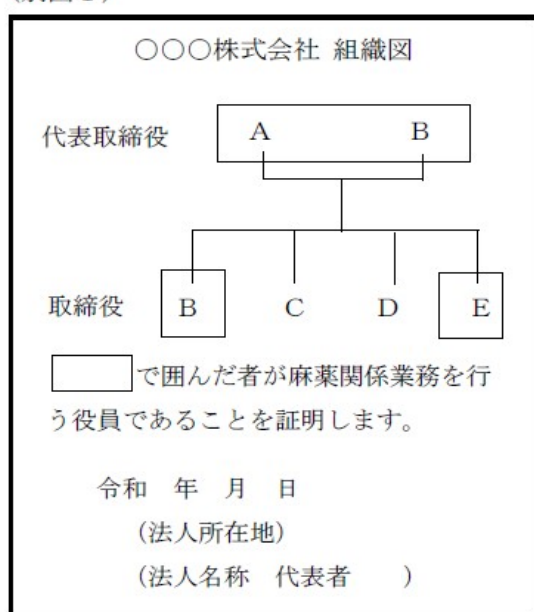
を指すものであること。

上記の免許に係る業務とは、当該免許申請に係る業務をいい、人事、総務、経理、広報等の総括的な業務は含まれない。

2 具体的な取扱い

麻薬取扱者免許申請に当たっては、麻薬及び向精神薬取締法施行細則第 2 条第 3 項の規定により、業務を行う役員の範囲を示した書類を添付することとされており、当該書類としては登記事項証明書等が考えられるが、別図 1、2 のような組織図に業務分掌を明示し、代表取締役社長等の最高責任者によって事実上相違ない旨の証明（記名）が付された書面が添付され、これにより、業務を行う役員の範囲が明示されている場合には、登記事項証明書等の添付は要しない。

(別図 1)



(別図 2)

